

# 葛城市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

葛 城 市



# 目 次

<b>1</b>	<b>計画の背景・位置付け</b>	<b>1</b>
1-1	背景と目的	1
1-2	対象施設	1
1-3	位置付け	2
1-4	計画期間	2
<b>2</b>	<b>公共施設等の現況および見通し</b>	<b>3</b>
2-1	公共施設等の現況	3
2-2	人口の見通し	6
2-3	財政の見通し	7
<b>3</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>9</b>
3-1	サービス保存の原則	9
3-2	サービス保存の原則にもとづく取り組みの方向性	9
<b>4</b>	<b>公共施設の管理に関する方針</b>	<b>12</b>
4-1	総量縮減に向けた方針	12
4-2	長寿命化に向けた方針	14
4-3	維持管理の効率化に向けた方針	16
4-4	施設類型別の方針	17
<b>5</b>	<b>インフラ施設の管理に関する方針</b>	<b>20</b>
5-1	道路（舗装）の方針	20
5-2	道路（橋りょう）の方針	21
5-3	道路（直轄農道・直轄林道）の方針	22
5-4	公園の方針	23
5-5	上水道の方針	24
5-6	下水道の方針	25
<b>6</b>	<b>推進体制等について</b>	<b>26</b>
6-1	推進体制等について	26
6-2	フォローアップについて	28
	<b>用語解説</b>	<b>29</b>



# 1 計画の背景・位置付け

## 1-1 背景と目的

本市は 132 の公共施設（庁舎や学校など）やインフラ施設（道路や橋りょう、上下水道など）を保有しています。これら公共施設等は、時代時代における市民ニーズに対応すべく先人たちが築き上げてきた市民の皆さん共有の財産として誇るべきものではありませんが、公共施設等を取り巻く社会環境の変化（少子高齢化の進展や I C T 技術の発展、厳しい財政状況等）に対応した新たな公共施設等のあり方を検討する時期に来ていると考えられます。

本市の公共施設等は、その多くを高度経済成長期に整備してきたため、今後、改修や更新のタイミングが一定時期に集中し、多大な財政負担を伴うことが予想されますが、昨今の財政状況を鑑みると、改修や更新を適切に実施し、安全性を確保することが困難な状況となっています。また、平成の大合併で誕生した本市においては、機能の似通った公共施設が複数存在していることも大きな特徴の一つとなっています。

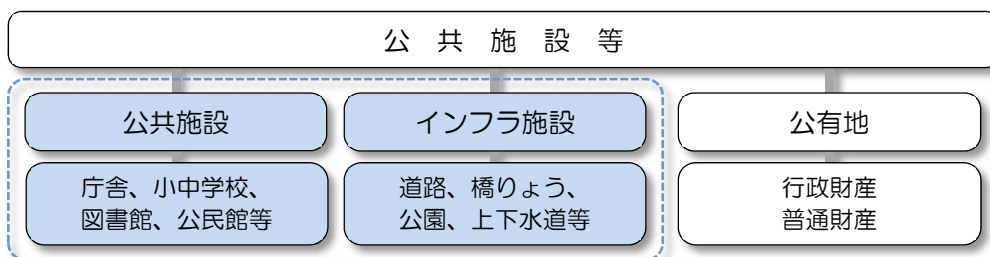
これらの課題に対応していくため、平成 27 年度には、公共施設における今後の行政サービスの維持・向上と財政負担の軽減を両立させることを目的として、40 年先を見据えた「葛城市公共施設マネジメント基本計画」（以下、基本計画）を策定しました。

「葛城市公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画）は、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、インフラ施設の管理の方針を含めた 10 年間の計画として策定するものです。

## 1-2 対象施設

総合管理計画では、本市が保有する公共施設とインフラ施設を対象とします。

図表 1-1. 対象施設

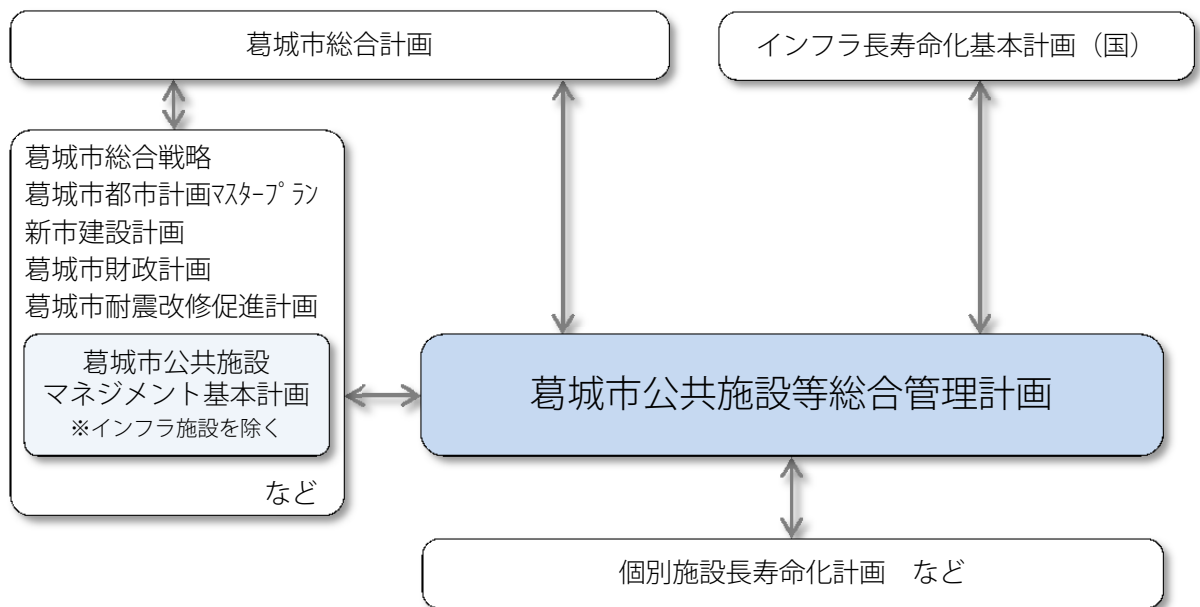


### 1-3 位置付け

総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づいて策定するものであり、本市の最上位計画である「葛城市総合計画」に則し、「葛城市総合戦略」、「葛城市都市計画マスタープラン」、「新市建設計画」、「葛城市財政計画」、「葛城市耐震改修促進計画」等のまちづくり関連計画との整合を図るとともに、基本計画に掲げる方針を踏襲するものです。

また、個別施設についての長寿命化計画など、既存及び今後策定する計画については、総合管理計画を上位計画に位置付け、総合管理計画に則するものとします。

図表 1-2. 計画の位置付け

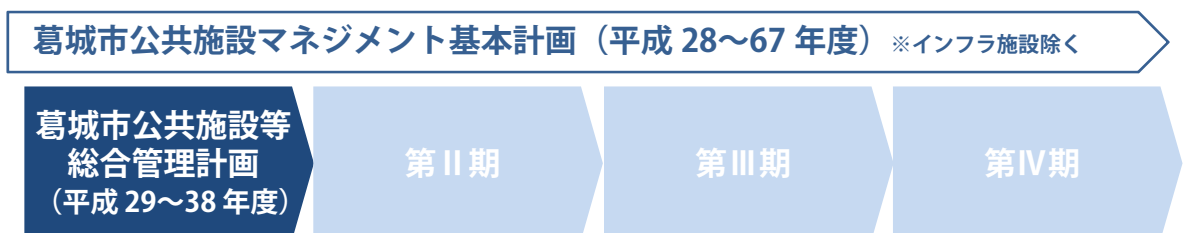


### 1-4 計画期間

総合管理計画の対象期間は、平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間とします。公共施設については、基本計画の第 I 期計画となります。

なお、社会経済情勢の変化や関連する計画の策定・改定などが行われた場合は、必要に応じて見直しを行います。

図表 1-3. 計画期間



## 2 公共施設等の現況及び見通し

### 2-1 公共施設等の現況

#### ① 公共施設の保有状況と老朽化の状況

本市が保有する公共施設は平成 27 年度末現在で 132 施設（延床面積 134,006 ㎡）となっています。

分類別に延床面積の構成比をみると、教育施設が 40.8%（54,680 ㎡）で最も多く、次いで集客施設が 19.1%（25,502 ㎡）、社会福祉施設等が 12.8%（17,199 ㎡）、庁舎系施設が 9.6%（12,966 ㎡）となっています。

なお、施設数の構成比をみると、集会所等が 42.4%（56 施設）を占めています。

図表 2-1. 公共施設の保有状況（平成 27 年度末現在）

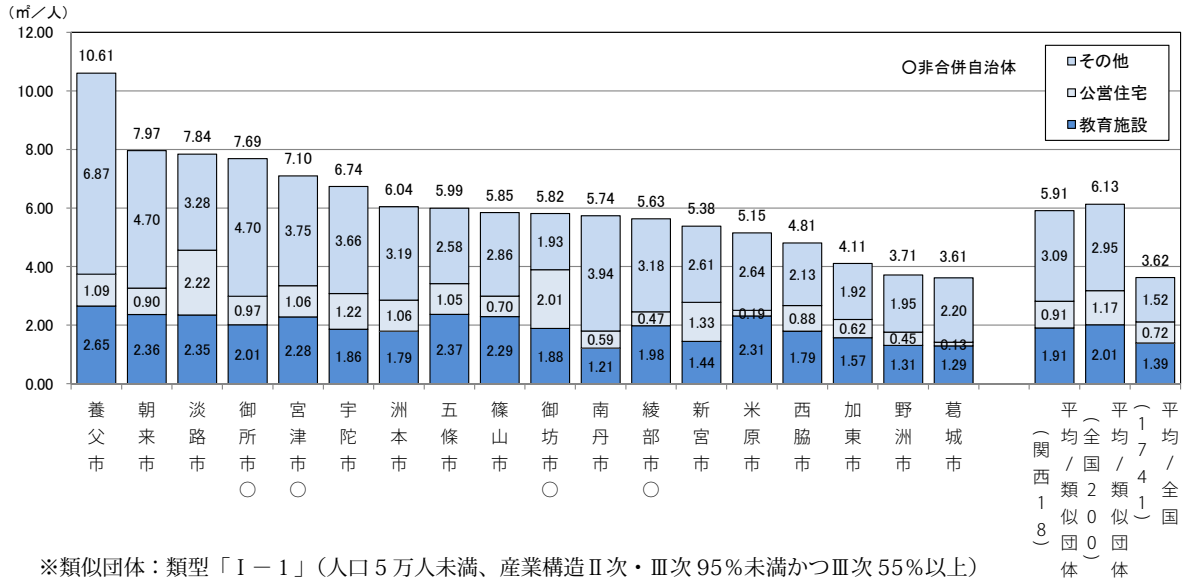
大分類	中分類	施設数	延床面積	構成	施設
庁舎系施設	庁舎	2	9,021 ㎡	6.7%	新庄庁舎、當麻庁舎
	事業系施設	2	1,375 ㎡	1.0%	市営磐城駅前自転車等駐車場、農畜産物処理加工施設「郷土食 當麻の家」
	研修施設	1	2,114 ㎡	1.6%	農業者健康管理休養センター
	火葬場	1	457 ㎡	0.3%	火葬場
集客施設	文化施設	4	10,724 ㎡	8.0%	新庄文化会館、當麻文化会館、歴史博物館、相撲館「けはや座」
	図書館	2	2,071 ㎡	1.6%	新庄図書館（新庄文化会館内）、當麻図書館
	体育施設	7	11,572 ㎡	8.6%	新庄スポーツセンター、いきがい体育館、市民体育館、体力づくりセンター、農林漁業体験実習館「ふれあい広場」、當麻スポーツセンター、奈良県當麻健民運動場
	管理施設	3	1,135 ㎡	0.9%	葛城山麓公園、多目的広場、二上山ふるさと公園
社会福祉施設等	社会福祉施設等	8	12,115 ㎡	9.0%	いきいきセンター、福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」、新庄健康福祉センター、當麻保健センター、教育相談室、忍海老人憩の家、南今市老人憩の家、兵家老人憩の家
	シルバー人材センター	1	488 ㎡	0.4%	シルバー人材センター
	保育所	3	3,672 ㎡	2.7%	磐城第 1 保育所、磐城第 2 保育所、當麻第 1 保育所
	児童館	2	391 ㎡	0.3%	當麻校区児童館（當麻校区学童保育所を含む）、磐城校区児童館
	学童保育所	4	533 ㎡	0.4%	新庄小学校区学童保育所、新庄北小学校区学童保育所、忍海小学校区学童保育所、磐城校区児童館学童保育所
住宅系施設	市営住宅	4	4,646 ㎡	3.5%	観音寺田団地、ヤシキアト団地、堂の久保団地、八川住宅
公民館等	中央公民館	1	3,073 ㎡	2.3%	中央公民館
	地区館	1	1,239 ㎡	0.9%	葛城市コミュニティセンター
	集会所	1	366 ㎡	0.3%	忍海集会所
消防施設	消防施設	7	1,592 ㎡	1.2%	消防署、消防団分団（第 1、第 2、第 3、第 4、第 5、第 6）
教育施設	幼稚園	5	4,523 ㎡	3.4%	新庄小学校附属幼稚園、新庄北小学校附属幼稚園、忍海小学校附属幼稚園、磐城小学校附属幼稚園、當麻小学校附属幼稚園
	小学校	5	28,883 ㎡	21.6%	新庄小学校、新庄北小学校、忍海小学校、磐城小学校、當麻小学校
	中学校	2	18,960 ㎡	14.1%	新庄中学校、白鳳中学校
	給食センター	1	2,314 ㎡	1.7%	学校給食センター
集会所等	集会所等	56	11,612 ㎡	8.7%	各大字の集会所等
その他施設	無人施設	9	1,131 ㎡	0.8%	屋敷山公園、新町運動公園、綿弓広場、農村広場、孝女伊麻史跡広場、當麻庁舎西駐車場、市営當麻観光駐車場、當麻防災倉庫、磐城防災倉庫
計		132	134,006 ㎡	100%	

※学校給食特別会計にもとづく給食センターは他の施設とは異なる側面もありますが、一般建築物の一分類として整理します。  
 なお、平成 27 年 9 月の新給食センターの稼働に伴い、廃止済の旧給食センター（新庄学校給食センター、當麻学校給食センターの 2 施設・約 1,267 ㎡）は上表には含めていません。

本市の市民一人あたりの公共施設延床面積は 3.61 m<sup>2</sup>となっています（平成 28 年 3 月 1 日現在の住民基本台帳人口 37,078 人（外国籍含む）をもとに算出）。

人口規模や産業構造が類似した団体の状況と比較すると、全国 200 団体の平均 6.13 m<sup>2</sup>や関西 18 団体の平均 5.91 m<sup>2</sup>と比べて少なく、全国 1,741 団体の平均 3.62 m<sup>2</sup>と同水準となっています。

図表 2-2. 市民一人あたりの公共施設延床面積の比較



※類似団体：類型「I-1」（人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次95%未満かつⅢ次55%以上）

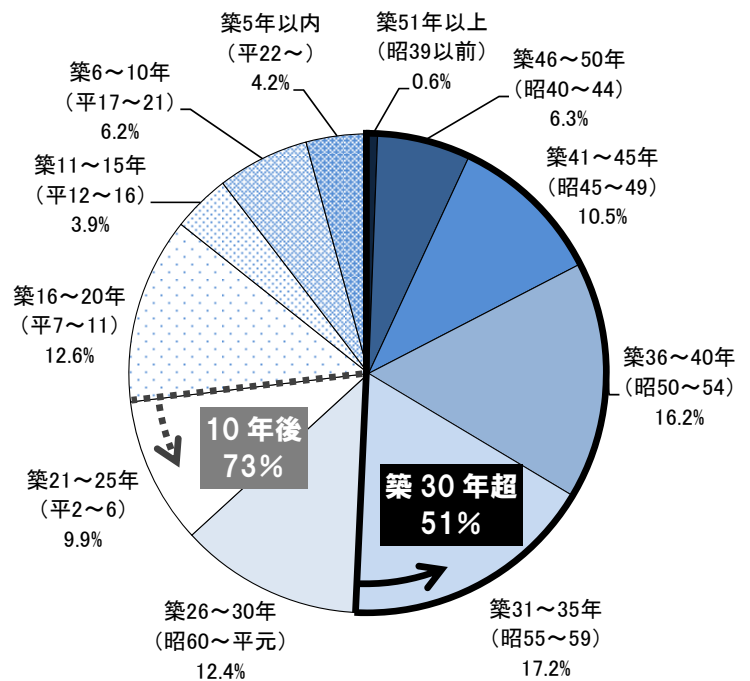
※本市のデータは総合管理計画に基づく値。その他の自治体は、平成26年度公共施設状況調による公共施設延床面積及び平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

本市の公共施設は、人口の増加が顕著になる昭和40年代から急増し、年ごとにばらつきはあるものの、平成7年頃まで比較的多くの整備が続いています。

建築年別にみると、築31～35年（昭和55～59年）の施設が17.2%、次いで築36～40年（昭和50～54年）の施設が16.2%を占めています。

平成27年度末現在で、築30年を超える施設が全体の51%を占めていますが、このまま全施設を維持した場合、10年後には73%となることから、今後、維持管理に関する費用の増加が予想されます。

図表 2-3. 建築年別、延床面積の構成比





## ② インフラ施設の保有状況

本市が保有するインフラ施設には、道路、公園のほか、上水道、下水道など、市民生活や経済活動の基盤となる施設が含まれます。

これらのインフラ施設のうち、平成27年度末現在における主な施設の保有状況をみると、道路は、一般道路が延長約292km（820路線）、自転車歩行者道が延長約0.6km（2路線）となっています。また、橋りょうを219橋（うち橋長15m以上の橋りょうは26橋）、延長約2.0kmを保有しているほか、直轄農道37路線、直轄林道6路線を保有しています。

公園は、都市公園11箇所、その他の公園55箇所を保有しています。

上水道は、管路延長約228km、浄水場3箇所、配水池8箇所を保有しています。

下水道は、管路延長約255km、マンホールポンプ23箇所を保有しています。

図表 2-4. 主なインフラ施設の保有状況（平成27年度末現在）

大分類	中分類	施設数等		面積
道路	1級市道	18 路線	18,031m	130,700 m <sup>2</sup> (舗装率 97.8%)
	2級市道	20 路線	16,739m	120,919 m <sup>2</sup> (舗装率 99.2%)
	その他市道	782 路線	257,675m	1,321,080 m <sup>2</sup> (舗装率 92.3%)
	一般道路	820 路線	292,444m	1,572,699 m <sup>2</sup> (舗装率 93.0%)
	自転車歩行者道	2 路線	576m	1,747 m <sup>2</sup> (舗装率 100%)
	橋りょう	219 橋 (15m以上 26 橋)	1,961m	11,515 m <sup>2</sup>
	直轄農道	37 路線	7,230m	31,756 m <sup>2</sup> (舗装率 71.4%)
	直轄林道	6 路線	5,565m	525 m <sup>2</sup>
公園	都市公園	11 箇所	—	215,233 m <sup>2</sup>
	その他の公園	55 箇所	—	139,157 m <sup>2</sup>
上水道	管路	—	228,019m	
	浄水場	3 箇所	—	
	配水池	8 箇所	—	
下水道	管路	—	254,827m	
	マンホールポンプ	23 箇所	—	

## 2-2 人口の見通し

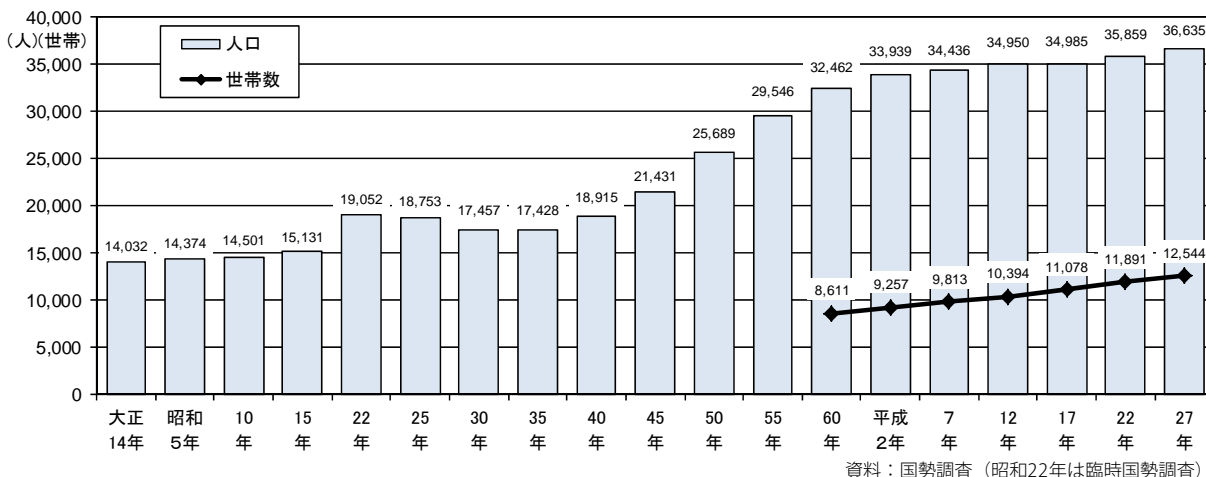
国勢調査によると、平成 27 年の人口は 36,635 人、世帯数は 12,544 世帯となっています。

人口の推移をみると、合併前の昭和 40 年代以降急増し、平成 16 年の合併以降もわずかずつですが増加傾向が続いています。世帯数の推移をみると、昭和 60 年以降ほぼ一定の割合（年間 1～2%）で増加傾向が続いています。

平成 27 年度策定の「葛城市人口ビジョン」では、本市の人口は平成 37 年の 36,884 人をピークにゆるやかに減少するものの、平成 72 年で 35,887 人と推計されており、当面は現状と同水準の人口規模を維持すると考えられます。

また、年齢 3 区分別にみると、0～14 歳の年少人口はほぼ横ばい、15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向が続くと見込まれます。

図表 2-5. 人口・世帯数の推移

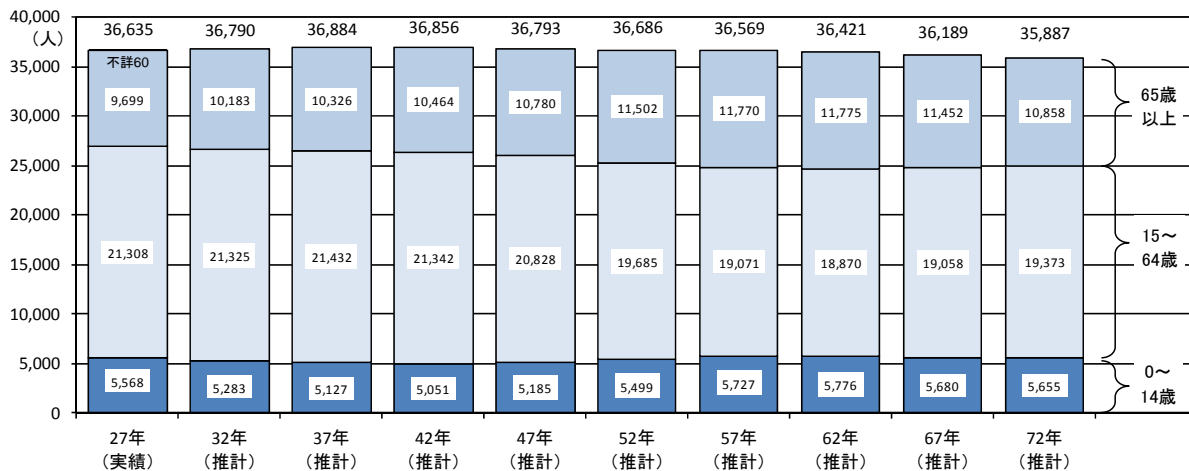


※平成16年10月1日 新庄町と當麻町が合併し、葛城市発足

※新庄町：大正14年～昭和30年は新庄町と忍海村の計、昭和31年5月3日 新庄町が南葛城郡忍海村を編入

※當麻町：昭和35年～40年は當麻村、大正14年～昭和30年は磐城村と當麻村の計、昭和31年4月1日 當麻村と磐城村が合併し、改めて當麻村が発足、昭和41年4月1日 當麻村が町制施行して當麻町発足

図表 2-6. 将来推計人口



## 2-3 財政の見通し

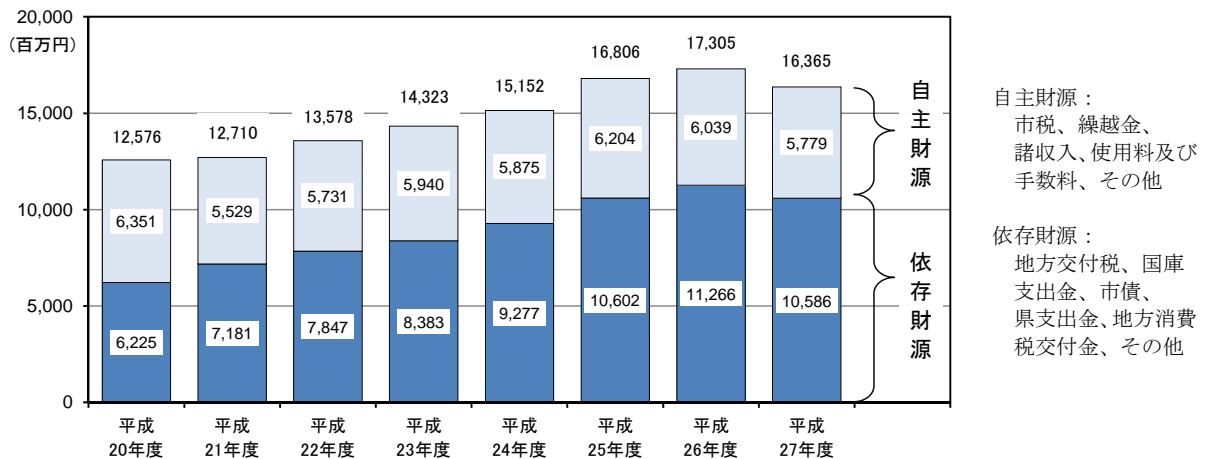
### ① 財政状況

本市の財政状況をみると、平成27年度普通会計決算では歳入額が約163.6億円、歳出額が約156.8億円となっています。

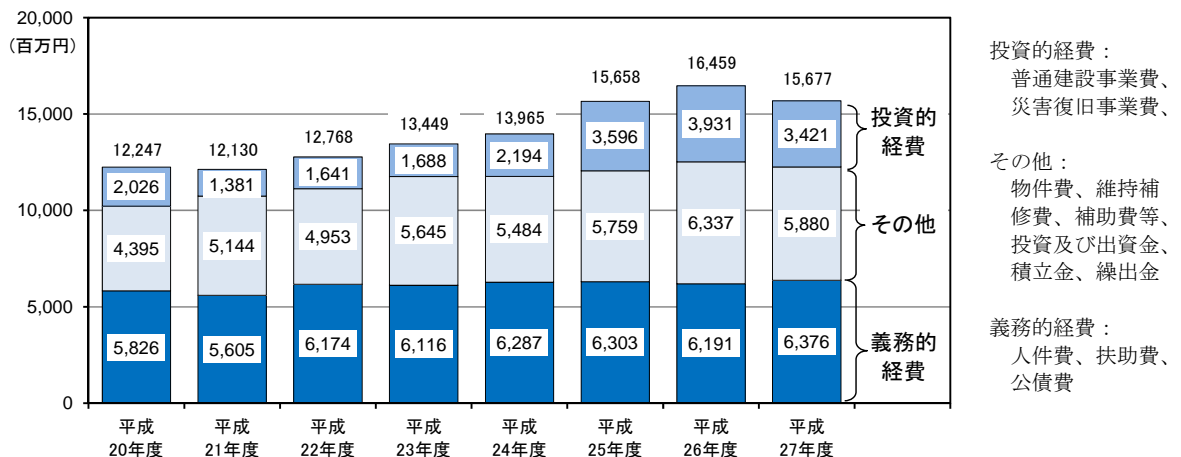
歳入の推移をみると、自主財源の柱ともいべき市税が法人税の減などにより減少傾向にあること、加えて、合併に伴う普通交付税の特例措置が平成26年度で終了し、段階的な縮減が始まっていることなどを踏まえると、今後も大幅な歳入額の増加は見込めない状況にあると考えられます。

同じく歳出の推移をみると、義務的経費が増加傾向にあり、このことは少子高齢化の進展などにともなう扶助費の割合が増加の一途となっていることなどが原因となっています。また、ここ数年は新市建設計画に基づく大型事業の進捗により投資的経費も増加しています。

図表 2-7. 歳入の推移



図表 2-8. 歳出の推移



② 将来コスト試算

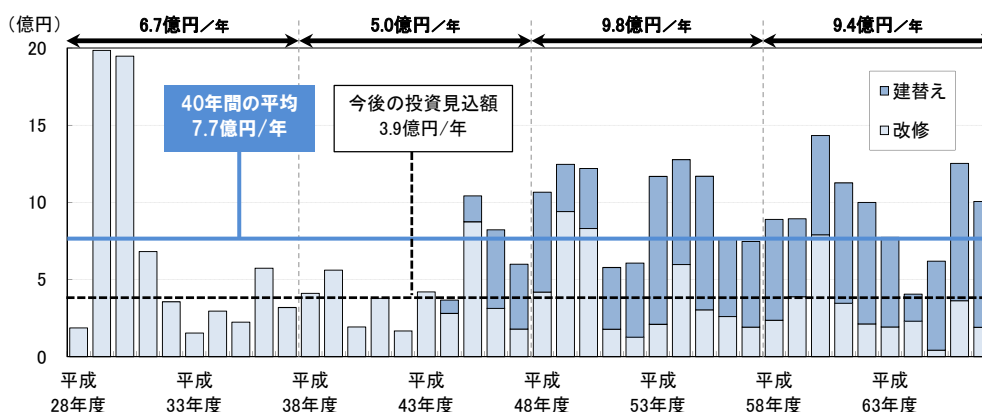
ア 公共施設

現在保有する公共施設について、施設の建築後 65 年目で同規模による建替えを行う場合のコストを試算すると、今後 40 年間で約 309 億円(年平均で約 7.7 億円)が必要となりますが、葛城市財政計画によれば、今後、公共施設に投資できる経費の見込額は年平均で約 3.9 億円となっています。

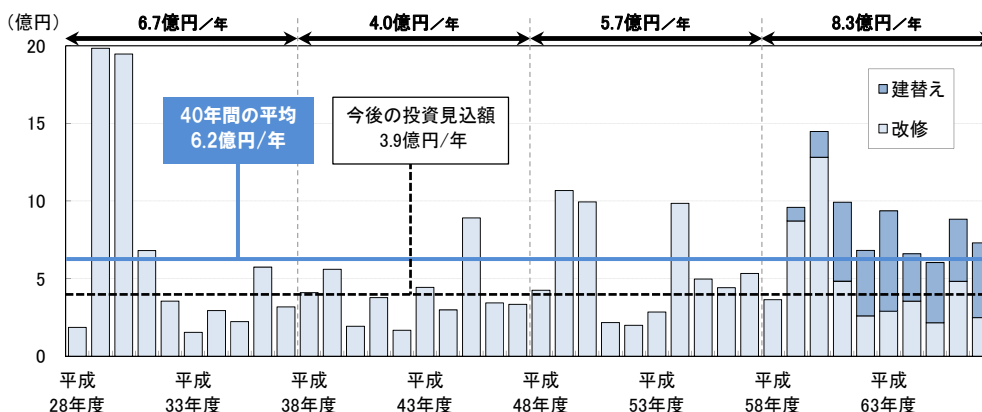
そのため、施設をできるだけ長く使用することを想定し、計画的な保全に切り替え、建築後 80 年目まで使用し続けた場合の試算を行うと、今後 40 年間の費用は約 246 億円(年平均で約 6.2 億円)まで圧縮でき、約 63 億円(年平均で約 1.6 億円)の削減が見込まれますが、それでもなお今後の投資見込額の約 1.6 倍であり、全ての公共施設を今後も同じ規模で保有し続けるのは困難な状況です。

図表 2-9. 公共施設の改修・建替えにかかる費用の試算

<65 年建替えの場合>



<80 年建替えの場合>

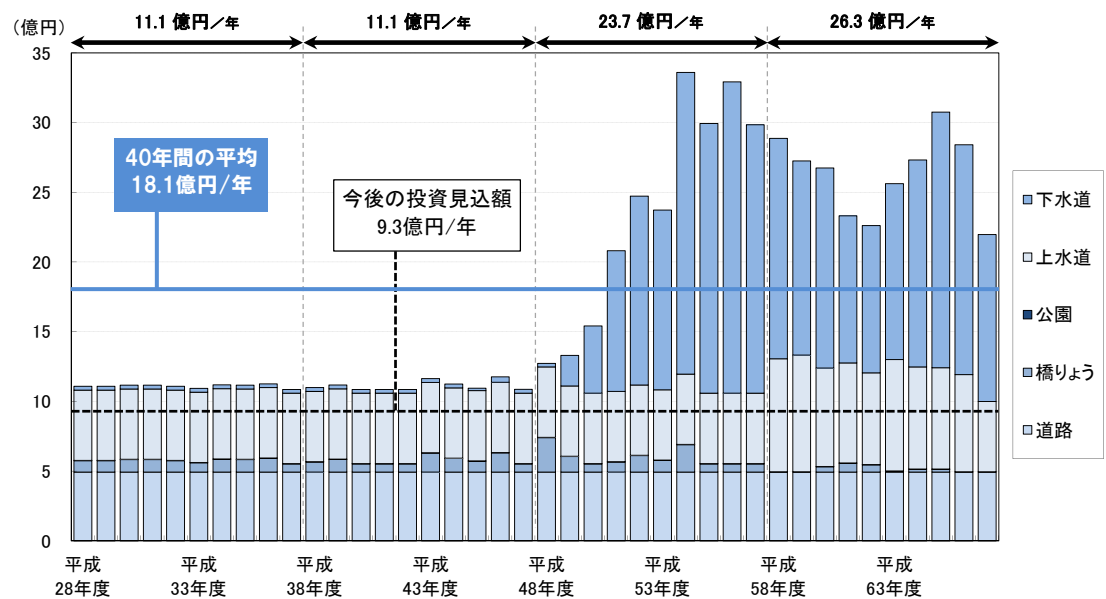


- ※改修費用：主要な本館棟について、奈良県FM支援システムを活用し、部材ごとに改修費用を算出したうえで、本市で実施した劣化診断調査の結果を反映（劣化が進行している場合は改修費用を平成29年、平成30年のいずれかに計上）させた。なお、附属棟や集会所等については、各所修繕費のみを計上している。
- ※建替え費用：建物の用途に応じ、国土交通省新営予算単価、文部科学省補助単価等に延床面積を乗じて算出した。また、集会所等についての市負担は1/2と想定した。なお、建替え費用は前後の3年間に分割して計上させている。「80年」の設定にあたっては、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編著）」において、庁舎や学校において望ましいコンクリートの品質は通常耐用年数50～80年为目标とされていることを参考にした。
- ※その他：概ね100㎡に満たず財政に与える影響の小さい棟、会計区分が異なる給食センター、個別計画で別途検討が進められている市営住宅について試算から除いた（全延床面積の約10%に相当）。

## イ インフラ施設

現在保有するインフラ施設について、それぞれの耐用年数に応じて同じ面積（延長）で更新する場合のコストを試算すると、今後40年間で約722億円（年平均で約18.1億円）が必要となり、公営企業会計である上水道・下水道を除くと約228億円（年平均で約5.7億円）が必要と見込まれます。一方で、過去の投資的経費額や葛城市財政計画によれば、今後、インフラ施設に投資できる経費の見込額は年平均で約9.3億円となっています。

図表 2-10. インフラ施設の更新にかかる費用の試算



※更新費用：「公共施設更新費用試算ソフト（総務省）」に基づき試算。現施設と同面積（延長）で更新すると仮定（新設は想定しない）し、面積（延長）に単価を乗じて算出している。それぞれの単価等は以下の通り。

- ・道路（耐用年数15年）：一般道路4,700円/㎡、自転車歩行者道2,700円/㎡。
- ・橋りょう（同60年）：構造により41.3万円/㎡～50万円/㎡。
- ・上水道（同40年）：管径により9.7万円/m～92.3万円/m。
- ・下水道（同50年）：構造により12.4万円/m～13.4万円/m。
- ・公園は試算ソフトの対象外のため、平成25年度以降の遊具修繕費用の平均値を毎年計上。

## 3 基本的な考え方

### 3-1 サービス保存の原則

基本計画では、公共施設について、仮に保有量が再編や統合によって変化したとしても、それまで行ってきた行政サービス（機能）については維持することとし、それを「サービス保存の原則」と名付けています。

総合管理計画で掲げる取り組みは、インフラ施設も含め、この原則を前提とし、暮らしやすく、住んでよかったと思える葛城市を実現していく新たなまちづくりの一步として推進するものです。

### 3-2 サービス保存の原則にもとづく取り組みの方向性

将来コスト試算で明らかになったように、現状のままの取り組みを漫然と進めているだけでは、広く市民の皆さんが利用し、行政サービスを提供する公共施設等を安全かつ快適な状態で維持し続けることはもちろん、新たなニーズに対応していくことも困難な状況にあると考えられます。

基本計画では、将来世代に負担を与えることがないよう「サービス保存の原則」に基づく4つの取り組みを示しており、総合管理計画もその方向性に沿って取り組みを進めます。

#### ① 必要なサービスを維持しつつ保有量の最適化に取り組みます。（総量の縮減）

公共施設は、その施設で提供する行政サービスのあり方を踏まえた上で、規模の最適化や機能の複合化（多機能化）、用途の転換、民間への移譲、売却など、公共施設の再編による施設保有量の最適化（総量としての縮減）に取り組みます。

特に本市は合併自治体であり、用途や機能が類似・重複した施設がみられるため、地域に密着して一定のエリアの住民等を対象として展開するもの（地域的施設）と、市内外を問わず広く一般の利用を想定したもの（広域的施設）とを仕分けしながら、再編に取り組みます。

市民ニーズに対応して新たな行政サービスを提供する場合は、原則、既存の施設等を活用することとし、新規の施設整備は抑制します。なお、複合化や他自治体との連携などは、施設所管課の検討だけでは進みにくい状況が考えられるため、全庁的な取り組みを強化します。

インフラ施設は、整備済みの道路・橋りょうなどの総量を短期的に削減（廃止）することは難しく、新設の必要性も考えられるため、費用対効果を考慮して、計画的に必要な応じた整備を図ることとします。



## ② 計画的な保全に取り組みます。(長寿命化の推進)

公共施設は、行政サービスや教育、子育て、福祉、地域コミュニティの拠点としての役割を担い、暮らしを支える貴重な場であるとともに、災害時には、避難場所や備蓄倉庫等として市民の皆さんの安全を守る重要な役割を担っています。

老朽化の進行により安全性が低下し、日常的な修繕等が必要な施設が増えつつある中、施設の安全性を確保することが重要と考えますが、更新時期が集中し、その対応が困難な状況に陥ると、安全・安心という根幹が揺らぐ事態が生じてしまいます。そのため、点検・診断等の充実を図るとともに、計画的な保全を促進します。

また、耐震性能の向上やユニバーサルデザイン等にも配慮し、既存の公共施設の有効活用を図ります。

インフラ施設についても、日常生活や社会生活のみならず、災害時の救援や災害復旧においても重要な役割を担うため、耐震性能の強化や長寿命化を推進します。

## ③ 効率的・効果的な維持管理・運営に取り組みます。(費用対効果の改善)

今後、厳しい財政運営が見込まれる中で、公共施設等の維持管理・更新等においては多額な財政負担を伴うことが予測されます。そのため、総量縮減や長寿命化の取り組みに加えて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減、更新や維持管理・運営に係る費用の抑制や平準化、業務内容の見直し、資産の有効活用等を推進することにより、他の行政サービスの提供に支障を及ぼさないよう、財政負担の軽減を図ります。

## ④ 市民等との協働や民間活力の導入等に取り組みます。(市民等との協働)

公共施設等の抱える課題を行政のみで解決していくことには限界があります。

「サービス保存の原則」にもとづき、①②③で掲げる取り組みを推進していくためには、市民の皆さん、自治会、各種団体、NPO、民間企業等の多様な主体と協働・連携し、専門的な知識やノウハウの活用が不可欠です。

そのため、公共施設等の運営や維持管理、建替えなど、あらゆる場面での民間活力の導入可能性を検討し、課題解決を図ることとします。

## 4 公共施設の管理に関する方針

### 4-1 総量縮減に向けた方針

#### ① 施設に関する情報の一元的な把握・分析

本市では、公共施設を取り巻く状況を分野横断的に把握していくため、平成 25 年度から公共施設マネジメント支援システムを導入し、施設の基礎情報、コスト情報、サービス状況などのデータの一元化に取り組んでいます。収集したデータを精査しながら施設評価につなげる必要があります。また、新地方公会計制度に基づき整備する固定資産台帳と連携し、多角的に分析する取り組みを強化するとともに、継続的に蓄積していく仕組みと体制を構築します。

収集・分析したデータについては、本市ホームページや広報紙など多様なチャンネルを通じて市民の皆さん等にもわかりやすい情報提供・情報発信（情報の「見える化」）に努めることにより、公共施設の現状と課題等に対する市民の皆さんの理解を深め、公共施設のマネジメントに対する意識の醸成を図ります。

#### ② 再編（統合、廃止、多機能化等）の推進

施設情報の分析結果や地域の実情、中長期的なまちづくりの観点を踏まえつつ、提供する行政サービスに着目し、行政サービスとして必要であっても、その施設でなければ提供できないかを判断するとともに、本市が直接施設を保有する必要性が低い場合には、民間施設の一部を活用するなど、再編の取り組みを推進し、施設保有量の縮減を図ります。

特に、旧町単位で整備された庁舎や社会福祉施設、集客施設等は、合併を経て機能の重複がみられたり、休止施設の発生や老朽化の進行がみられることから、統合や広域化、用途廃止、売却等を検討します。また、一定の規模を有し拠点となりうる施設については、周辺の状態等も考慮し、他の施設からの機能移転等による複合化（多機能化）を図ります。

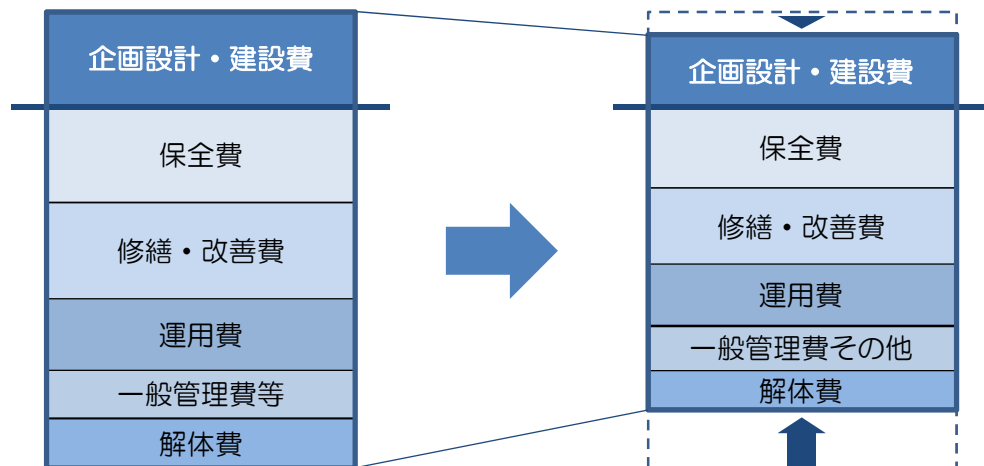


### ③ 再整備（更新）の実施

公共施設を更新（建替え）する場合は、3-2 で示した4つの取り組みの方向性に基づき、他施設との複合化（多機能化）を検討し、やむを得ず単独で建替える場合には規模を縮小することにより保有量の最適化を図ります。

今後、新たに整備する施設については、民間の資金やノウハウを活用するため PPP/PFI 手法の導入等を検討します。また、バリアフリーの確保や環境負荷への配慮はもとより、建物にかかる生涯費用（ライフサイクルコスト、いわゆる LCC）の低減効果を考慮するとともに、将来の市民ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう可変性の高い工法等を検討します。また、木造化の促進などにも取り組みます。

図表 4-1. ライフサイクルコストを見据えた取り組みのイメージ



ライフサイクルコスト（建物にかかる生涯費用）で見ると、一般的に、建設費よりも保全や修繕にかかる費用のほうが多くなります。

そのため、新たに施設を整備する場合には、企画・設計の段階から、ライフサイクルコスト全体の低減を見据えた検討が重要です。

## 4-2 長寿命化に向けた方針

### ① 点検・診断等の充実

建物は多くの部材や設備で構成されていますが、それぞれに用途や耐用年数は異なり、経年による汚れや損傷、老朽化の進行に伴う機能の低下などが生じるため、建物を安全で快適な状態で維持していくためには定期的な点検・診断等の実施が欠かせません。

各部位・部材の不具合箇所を早期に発見する観点から、施設管理担当職員等による日常的な点検の充実を図るべく、建物の「点検マニュアル」を作成するとともに、専門家による点検（耐震診断や建築基準法に基づく定期点検の実施の徹底、既に老朽化が進行している施設の劣化診断調査の実施など）を計画的に推進します。

また、施設の経年変化には、法改正にともなう既存不適格の発生なども含まれるため、適法性のチェックも行います。

これら点検・診断の結果や修繕履歴等の情報を収集・蓄積し、計画的な保全に取り組むための基礎情報として活用します。

### ② 計画的な保全の実施

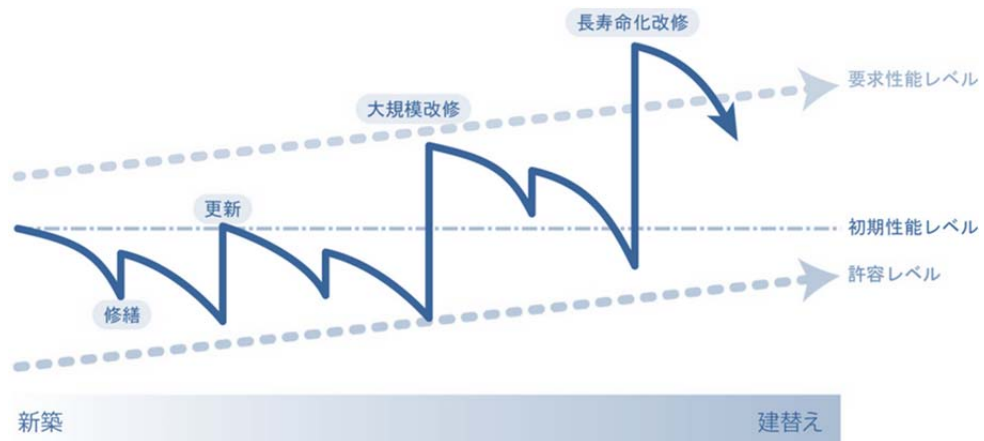
今後は、損傷等の不具合が生じてから修繕等を行う「事後保全」から、不具合が見込まれる段階（あるいは軽微な段階）で事前に修繕等を行う「予防保全」へとシフトします。計画的な保全を実施することで、突発的な休館等による行政サービスの低下や仮施設の設置を防止するとともに、建物の長期使用を促すことで、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図ります。

### ③ 長寿命化の推進

総量縮減に向けた取り組みを進める一方で、今後も継続して保有していくものについては、耐震診断や劣化診断の結果等を踏まえつつ、「80年」までの長期使用を図るものとします。その場合、通常の修繕等に加えて、寿命を延ばすための長寿命化改修等を実施します。なお、安全面や機能面、財政面、周辺施設も含めたまちの将来像等の観点から、早期の建替えがより効果的であると判断できる場合は、更新時期を早めるなど実態に即した施設整備を図ります。

新たに整備する施設（原則は複合化又は規模を縮小しての建替）は、あらかじめ使用期間を設定し、長期の使用を見込む施設については、企画・設計段階から目標とする使用年数を「80年以上」とし、将来の複合化や転用などを見据えた可変性や維持管理の容易性なども考慮した仕様とします。なお、短期の使用を見込む施設については、低層化や軽量化などによるコスト縮減や民間施設の借用等について検討します。

図表 4-2 長寿命化に向けた修繕・改修のイメージ



※修繕：老朽化した設備等を修復することにより現状回復すること。

※改修：従前の仕様と比して性能を向上させること。概ね竣工後30年以降に建物全体に対して行う修繕・更新等を大規模改修、耐久性が向上する仕様等にするなど特に長寿命化の効果が高いものを長寿命化改修と位置付ける。

#### ④ 安全確保及び耐震化の実施

市民の皆さんの安全を確保する観点から、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された公共施設のうち、耐震性の有無が確認されていない施設については、用途や規模等を考慮しつつ、順次、耐震性の確保に取り組む必要があります。特に、一定規模以上の施設については、平成27年度に改定した「葛城市耐震改修促進計画」に基づき、取り組みを進めます。

日常点検・定期検査等により危険性が認められた施設については、早急に安全対策を講じます。また、劣化の進行などにより高度の危険性を有する施設や供用廃止され今後も利用見込みのない施設は、順次、除却（建物解体）を行い、跡地活用等を検討します。

## 4-3 維持管理の効率化に向けた方針

### ① 維持管理・運営費の削減

総量縮減や長寿命化の取り組みに加えて、職員配置を見直すなど、公共施設の維持管理・運営にかかる費用の徹底的な削減に取り組むことが重要であり、ムダ・ムラをなくし、より効果的・効率的な運営となるよう取り組みます。

民間の資金やノウハウを活用したサービス提供や維持管理が可能な施設については、PPP/PFI手法の導入や包括的な管理委託による業務の効率化等に取り組みます。既に一部の施設で実施している指定管理者制度については、その効果を検証したうえで、一層の導入を検討します。

光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減にあたっては、職員意識の向上とともに、太陽光発電や照明LED化、屋上緑化の取り組みなど、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図ります。

### ② 保有資産の有効活用

保有資産を有効に活用することにより、施設整備や維持管理に係る自主財源の確保に向けた取り組みを推進します。

市民ニーズの変化等により設置当初の利用目的から変更されている施設や空きスペースを有する施設、今後の公共施設の再編（統合や複合化、廃止等）によって低・未利用となることが想定される施設や敷地については、本市としての活用の可能性を考慮したうえで、民間への貸付や売却など、より具体的に施設の有効な利活用等を図ります。

また、収益性が見込まれる施設や事業については民営化を推進するとともに、開館時間の見直しやイベント等による利用状況の改善、使用料等の料金体系の見直し、ネーミングライツの販売等による利用収入の増加などに取り組み、施設にかかる収支の改善を図ります。

## 4-4 施設類型別の方針

### ① 今後 40 年間の方向性

基本計画では、公共施設の施設類型別に今後 40 年間の方向性を示しており、総合管理計画においてもその方向性を踏襲します。

図表 4-3. 基本計画における施設類型別の今後の方向性（抜粋）

庁舎	窓口サービスや行政執務、議会など複数の機能を有するため、新庄庁舎と當麻庁舎の役割分担や利用状況等を踏まえ、今後のあり方を検討します。
事業系施設・研修施設	今後も本市が施設を保有して展開すべき事業か検証します。
火葬場	経費の軽減を図るため、周辺自治体等との広域化による運営を検討します。
文化施設・図書館・ 体育施設	機能の重複がみられるため、各施設の特徴を生かしつつ、更新時期等にあわせて方向性を検討します。また、比較的規模の大きな施設が多いため、他の施設からの機能移転等による複合化（多機能化）を検討します。 特に文化施設は、ホールと貸館の利用状況等を踏まえた施設のあり方の検討を行うとともに、運営面での民間ノウハウの活用等を検討します。体育施設は、民間施設や学校の体育館等との機能分担を整理し、民間への移譲や廃止も含めて検討します。
管理施設	個別計画（公園長寿命化計画など）で今後のあり方を検討します。
社会福祉施設等・ シルバー人材センター	機能の重複がみられるため、各施設の特徴を生かしつつ、更新時期等にあわせて方向性を検討します。また、比較的規模の大きな施設が多いため、他の施設との複合化を検討します。
保育所・児童館・ 学童保育所	子どもの数が横ばいと見込まれるため、当面は現状を維持します。耐震性の確認されていない施設は耐震化を進めます。 保育所は総合的な子育て支援の場として、さらなる活用の充実を図ります。
市営住宅	「葛城市公営住宅長寿命化計画（平成 25 年度策定）」にもとづき、既に耐用年を超過しているヤシキアト団地と堂の久保団地は、現居住者の退去にあわせて用途廃止とします。
中央公民館・ 地区館・集会所	機能の重複がみられるため、各施設の特徴を生かしつつ、更新時期等にあわせて方向性を検討します。
消防施設	災害時などの拠点施設であることから、引き続き機能を確保します。
幼稚園・ 小学校・ 中学校	市内にバランスよく配置され、単に教育のためだけでなく、地域コミュニティの核や災害時の避難所として、多くの重要な機能・役割を担っています。 子どもの数が横ばいと見込まれるため、当面は適切な教育環境の確保に努め、保全により施設の安全性を確保します。 幼稚園は総合的な子育て支援の場として、さらなる活用の充実を図ります。
給食センター	旧学校給食センター（新庄、當麻）は順次、除却・解体します。
集会所等	地域自治活動の枢要な場として地域で管理・運営している施設です。短期的には地域が主体となって今後のあり方を検討する施設としますが、長期的には地域の意見を踏まえつつ、今後のあり方について協働で検討します。
公衆トイレ・管理棟	個別計画（公園長寿命化計画など）で今後のあり方を検討します。
防災倉庫	周辺の公共施設の更新や空きスペースの発生状況等を踏まえて、配置について柔軟に検討します。



## ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

本市の公共施設を取り巻く課題の一つに、用途や機能が類似・重複した施設がみられるため、そのあり方を早急に検討していくことが必要です。

一方、当面は現状と同水準の人口規模を維持すると見込まれ、市民ニーズの急速な変化は想定しにくいことから、まずは広域的な施設から総量縮減に向けたアクションを起こすこととします。あわせて、全施設において、余剰スペースの有効活用や維持管理コスト削減等に取り組むこととします。

以下に示す具体的な取り組みは、それぞれ独立したものではなく、相互に関連する取り組みであるため、庁内での情報共有を図るとともに、内容や進捗に合わせて市民や民間事業者との連携手法についても検討します。

### ア 耐震性の確保

一定の規模を有する施設は、他の施設からの機能移転など、行政サービスを提供する拠点となりうる施設と考えられますが、耐震改修促進法に基づき耐震性の確保が求められる施設（1,000 m<sup>2</sup>以上）のうち、耐震性が確認できていない施設が4施設あります。この4施設について、まずは耐震診断を実施するとともに、今後の活用の可能性を検討した上で、建替えや耐震改修を実施します。

いきいきセンター	(1,405 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造	／2階建／昭和55年築)
中央公民館	(3,073 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造	／4階建／昭和50年築)
市民体育館	(1,976 m <sup>2</sup> ／鉄骨鉄筋コンクリート造	／3階建／昭和50年築)
新庄スポーツセンター	(1,091 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造	／1階建／昭和55年築)

### イ 庁舎機能のあり方検討

耐震改修促進法に基づき耐震性の確保が求められるにもかかわらず、老朽化が進行して耐震性の不足が明らかとなっている当麻庁舎は、訪れる市民や働く職員の安全から早急な対応が必要です。

将来に向けた行政サービス窓口機能のあり方や新庄庁舎との行政事務機能の役割分担、当麻庁舎周辺の公共施設との一体的な整備の可能性等の検討にあたっては、全庁横断的な取り組みはもちろん、多様な視点での検討が必要であることから、平成28年度に当麻庁舎の今後のあり方等のご意見をうかがう「葛城市役所当麻庁舎検討委員会」を開催しております。

当麻庁舎	(1,930 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造／3階建／昭和43年築) ※耐震性なし
新庄庁舎	(5,903 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造／5階建／昭和62年築)

### ウ 休止施設等の再編・跡地活用等の検討

農業者健康管理休養センターは、施設の老朽化や類似施設の整備等により休止中となっているため、周辺の公共施設の状況等も踏まえたうえで、今後も本市が施設を保有しつづける必要性について検証します。

給食センターについては、平成 27 年 9 月の新施設稼働により、旧給食センター（新庄、當麻の 2 施設）が廃止されているため、順次、除却します。

農業者健康管理休養センター	(2,114 m <sup>2</sup> ／鉄筋コンクリート造／2 階建／昭和 58 年築)	※休止中
旧・新庄学校給食センター	( 739 m <sup>2</sup> ／鉄骨造	／2 階建／昭和 62 年築) ※廃止済
旧・當麻学校給食センター	( 528 m <sup>2</sup> ／鉄骨造	／1 階建／昭和 54 年築) ※廃止済

### エ 計画保全に向けた取り組みの推進

建物をできるだけ長く安全に使用するためには、専門家による建物の法定点検に加え、日常的な点検を充実させることが重要です。そのため、施設管理担当職員向けの「点検マニュアル」を作成するとともに、具体的な施設において点検マニュアルにもとづく実地研修を実施します。また、それら点検結果や修繕履歴等を収集・蓄積し、共有する仕組みを検討します。

本市では、平成 27 年度に基本計画を策定し、必要となる将来コストを試算していますが、今後、計画的な保全の実現に向け、5 年程度を見据えた「短期保全計画」を作成し、保全の優先順位や予算の平準化に取り組みます。

### オ 管理運営の検証

公共施設の維持管理・運営にかかる費用については、徹底的な削減に取り組むことが重要です。そのため、まず直営施設と指定管理制度を導入している施設それぞれについて、より効率的、効果的な運営のあり方について検討します。

## 5 インフラ施設の管理に関する方針

### 5-1 道路（舗装）の方針

#### ① 現状・課題等

平成 27 年度末現在において、市道として 820 路線（総延長約 292 k m、道路面積約 157 万㎡）を保有しています。820 路線のうち、1 級・2 級市道及び国県道等を結ぶ重要な幹線市道は、6 路線（総延長約 8 k m）となっています。

この 6 路線については、平成 25 年度に道路ストック総点検を実施し、その結果を踏まえ策定した「葛城市道路修繕計画」に基づき、順次、舗装の打ち替えを実施しています。

その他の路線については、道路パトロール等による緊急的な補修対応など、対症療法的な維持管理となっています。

#### ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

点検・診断については、日常的な道路パトロールに加え、定期的な路面状況の調査を行い、より計画的な維持管理を推進します。また、MCI（舗装の維持管理指数）の路面状態による管理方法等を検討します。さらに、これらの取り組みにより得られた情報を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。

修繕・更新については、葛城市道路修繕計画を踏まえ、予防保全による長寿命化を進めるとともに、路線ごとの重要性や交通量等に応じて整備水準の見直しを行います。また、大字からの要望も取り入れつつ、損傷・劣化の状況に応じて必要な箇所から順次修繕・更新を実施することとします。特に、MCI の評価の高い路線については、適時小規模な修繕を行い、より効果的・効率的な維持管理を行います。

社会資本整備交付金を活用した、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、鈴原・二塚線整備事業、葛城川東側線及び脇田梅室線の工事については、引き続き、計画に基づき事業を実施します。



## 5-2 道路（橋りょう）の方針

### ① 現状・課題等

平成 27 年度末現在において、市道橋として 219 橋（延長約 2 km）を保有しています。建設後 50 年を超過する高齢化橋りょうは、平成 27 年度末現在で 20 橋（約 9%）、10 年後には 29 橋（約 13%）となるため、今後はこれまで以上に橋りょうの補修や架け替えにともなう費用が大きな財政負担になると考えられます。

また、道路法施行規則の改正（平成 26 年 7 月施行）により、本市が保有する橋りょうを含む道路構造物の点検（5 年に 1 回の近接目視による点検）が義務化されています。

平成 23 年度に「葛城市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しており、点検結果を踏まえた予防的な補修を実施しており、平成 27 年度末までに 3 橋の修繕を完了しています。

### ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

点検・診断については、計画的な保全を実施していくうえで重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、定期点検結果や修繕履歴を蓄積し、次回の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。また、定期点検等の実施にあたり、一括発注を行うなど経費の削減にも取り組みます。

修繕・更新については、今後、点検による判定基準にもとづき、早期措置段階以上に区分された橋りょうについては早期に補修等に対応することにより、予防保全型の維持管理へと転換を図り、長寿命化を推進していきます。なお、長寿命化計画に基づき、適切な時期に対策を実施した場合、耐用年で架替えを実施した場合に比べ、今後 50 年間の総事業費について約 9 割のコスト縮減が見込まれるとの試算結果が出ています。

## 5-3 道路（直轄農道・直轄林道）の方針

### ① 現状・課題等

農業の振興を図り、新規就農者の確保や地域担い手の育成に寄与するため、平成 27 年度末現在において、公共的な利用形態となっている土地改良施設の農道 37 路線（延長約 7 k m）を本市が保有しています。農道及び農業用施設については、受益者がその維持管理を行うことが基本ですが、本市が保有する土地改良施設については、地元の要望等を踏まえ、補修の必要が生じた箇所の修繕工事や整備等を実施しています。

また、適切な森林整備及び森林が持つ水源涵養機能などの公益的機能の維持・増進を図るため、平成 27 年度末現在において、市内の林道 6 路線（延長約 6 k m）を直轄林道として保有しており、補修の必要が生じた箇所から順次、舗装工事や修繕工事等を実施しています。

### ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

点検・診断については、直轄農道は土地改良施設の適切な維持及び保全のため、また、直轄林道は林道の適切な維持のため、それぞれパトロール等による継続的な点検・診断を実施します。いずれも、それらの点検結果を蓄積して次の点検・診断に活かすといったメンテナンスサイクルを構築します。

修繕・更新については、直轄農道、直轄林道ともに、維持管理費を経常的に予算化するとともに、路面整備を行うことで修繕費の軽減が図れることから、国の補助事業、県の補助事業を活用した適切な維持管理を行っていきます。

## 5-4 公園の方針

### ① 現状・課題等

平成 27 年度末現在において、市内には 66 箇所 of 公園があり、そのうち都市公園は 11 箇所となっています。

このうち、新町公園と屋敷山公園の 2 箇所の都市公園については直営で管理しており、平成 29 年 3 月に「葛城市公園長寿命化計画」を策定し、長寿命化の取り組みを進めています。残りの公園については、管理委託（専門の造園業者やシルバー人材センター等）及び大字の協力により、適切な維持管理（植栽の管理や除草など）に取り組んでいます。

遊具のある公園については、遊具の老朽化が進んでいるため、2 年周期で専門業者が遊具等の点検を行い、劣化状況を踏まえて補修や改修を行っています。

### ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

点検・診断については、定期的に点検業務を実施し、長寿命化及び維持管理費用の削減を図ることにより、最適なライフサイクルコストで良好な管理が行えるようになり、利用者の安全も確保できると考えられます。そのため、引き続き、職員や委託業者によるパトロール点検を通年で実施するほか、2 年に一度、専門業者による点検を実施します。また、修繕履歴について蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。

修繕・更新については、前年度に実施した業務点検結果にもとづき必要経費を予算化し、施設の維持管理、修繕、更新、廃止を計画的に実施します。

また、地域住民の高齢化等により、これまでのように大字の協力による維持管理が難かしくなることも考えられるほか、以前の住宅開発によって設けられ、管理区分が曖昧な公園もみられることから、それらの公園の洗い出しを行うとともに、今後の維持管理の検討を行います。

## 5-5 上水道の方針

### ① 現状・課題等

水道事業については、平成23年3月に策定した「葛城市水道事業基本計画／地域水道ビジョン」に基づき、安全で安心して飲める水道、災害にも安定供給できる水道の実現に向けて取り組みを進めています。

平成27年度末現在において、導水管約14km、送水管約10km、配水管約203km、浄水場3箇所、配水池8箇所を保有しています。

水道施設については、古い管きよの整備年度が不明となっているほか、浄水場等が昭和40年～50年代に建設され、順次法定耐用年数を迎えるなど、老朽化が進んでいます。

近年、全国各地で地震等による被害が市民の暮らしや経済に影響を与えていることを踏まえ、水道施設の耐震化は重要な課題となっていますが、平成27年度における水道管路の耐震化率（離脱防止機能付き継手）は6.0%にとどまっており、特に基幹管路（導水管、送水管、基幹施設を連絡する主要な管路）における耐震化が課題となっています。

### ② 今後10年間のマネジメントの取り組み方針

基幹管路について重要度と整備優先度を踏まえた「(仮称)葛城市管路耐震化計画」を策定します。また、既存施設の健全度を把握し、長期的な視点で更新費用の平準化を図るため、耐震化や再編との整合を図りながら「(仮称)葛城市水道施設更新計画」を策定し、施設の重要度や老朽化の程度などを踏まえて優先的に改善すべき施設を明確にします。

点検・診断については、水道管きよは地中に埋設され、老朽化の進行がわかりにくく、経年劣化による漏水事故などの危険性を事前に察知できないことから、引き続き漏水調査を定期的実施するとともに、その結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。機械設備や電気設備については、正常に運転できる状態を維持するため、定期的に分解補修等を実施し、長寿命化を図るとともに、それら基礎情報を一元的に整理することで、健全性を評価し、安定給水の継続に努めます。

修繕・更新については、限られた財源の中で更新を進めていく必要があることから、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの減少に向け、費用対効果の高い計画的な投資の実現を図ります。また、更新にあたっては最新技術の耐震管を使用することで長寿命化を図ります。

## 5-6 下水道の方針

### ① 現状・課題等

下水道事業については、「葛城市流域関連公共下水道事業計画」に基づき、健全な都市環境の整備及び公共水域の水質保全のための取り組みを進めています。

平成 27 年度末現在において、下水道管きよは、公共下水道約 142 k m、特定環境保全公共下水道約 112 k mを保有しています。また、マンホールポンプは、公共下水道 11 箇所、特定環境保全公共下水道 12 箇所を保有しています。

現在、平成 24 年度に策定した「葛城市下水道施設長寿命化計画」に基づき、下水道施設の更新に取り組んでいますが、公共ますは調査により予防保全的な維持管理を行っているものの、管きよは市民からの通報等により調査や対処工事を実施している状況です。建設後 30 年以上経過した管きよなど、老朽化が進行しています。

マンホールポンプについては、維持管理委託業者により、年間を通しての定期点検と整備を実施していますが、下水道施設の延命化に向けて、適切な維持管理、および定期的な施設更新を強化する必要があります。

### ② 今後 10 年間のマネジメントの取り組み方針

管きよについては、耐用年数が 50 年と長いため、定期的な清掃等を実施することにより、長寿命化を図ります。また、現在の長寿命化計画が終了する平成 29 年度以降は、新たに「(仮称)葛城市下水道施設ストックマネジメント計画」を策定し、計画的な改修・更新に取り組む予定です。

点検・診断については、下水道施設の機能低下を未然に防止するため、定期的に調査点検を行い、予防保全的な維持管理の継続的な実施を検討します。また、市民からの通報等の情報を蓄積し、老朽化が進んでいる箇所の想定及び定期的な点検を検討します。さらに、それらの取り組みの結果を蓄積し、次の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築します。

修繕・更新については、「(仮称)葛城市下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点にたち、更新費用の平準化、ライフサイクルコストの削減に取り組み、安全・安心な下水道施設を維持します。

## 6 推進体制等について

### 6-1 推進体制等について

#### ① 全庁横断的な推進体制の構築

本市では、平成 25 年度以降、情報の一元化に取り組み、公共施設マネジメント支援システムの導入や劣化診断調査、中長期修繕計画の策定など、公共施設に関するマネジメントを進めてきました。

また、平成 27 年度からは、施設の維持管理や行政サービス（機能）の提供についての議論を深めるべく、全庁横断的な組織として「葛城市公共施設マネジメント推進本部会議」および「葛城市公共施設マネジメント推進委員会」等を設置しています。今後も引き続き、真に市民の皆さんに必要な施設のあり方について検討します。

- 公共施設マネジメント支援システム等を活用した継続的な施設データの更新
- 個別施設の取り組みの優先順位の検討等のため推進委員会及び推進本部会議の開催

#### ② 職員の意識醸成と専門技術等の向上

公共施設のマネジメントを全庁的に推進していくためには、職員一人ひとりが本市の置かれている状況と取り組みの意義を理解し、創意工夫のもと、主体的に地域と関わり、総量の縮減や長寿命化の推進、費用対効果の改善などの取り組みを実践していくことが重要です。

そのため、職員を対象とした研修会を定期的を開催するなど、意識啓発はもとより、施設の点検等に係るノウハウの蓄積や継承のための取り組みを進めます。

- 施設管理担当職員を対象とする「施設点検マニュアルに基づく実地研修」の実施
- 外部有識者等を招へいし職員を対象とする「職員セミナー」の開催



### ③ 広域的な連携

公共施設で提供する行政サービス（機能）においては、地域に密着して一定のエリアの住民等を対象として展開する地域的施設と、市内外を問わず広く一般の利用を想定した広域的施設があると考えられます。

効率的かつ効果的な行政サービスを提供していくため、市外の住民も利用可能な広域的施設については、国や県、周辺の市町との共同保有や相互利用といった広域的な連携の取り組みについて検討します。

- 広域的な連携が可能な施設の検討および周辺市町の施設整備状況の整理

### ④ 市民等との情報共有

本市では、平成 25 年度から、市民や学識経験者等で構成する「葛城市ファシリティマネジメント検討委員会」を設置し、多様な視点で公共施設のマネジメントについて検討を進めていますが、今後、取り組みを進めていくためには、市民の皆さんや事業者等によるさらなる協力や理解が不可欠です。

特に、公共施設の再編の検討については、将来のまちのあり方にも関わることから、再編の目的や検討の経過を市民の皆さんと共有していくことが重要です。今後も、庁内での検討にとどまることなく、市民の皆さんや事業者等と協働で取り組みを進めます。

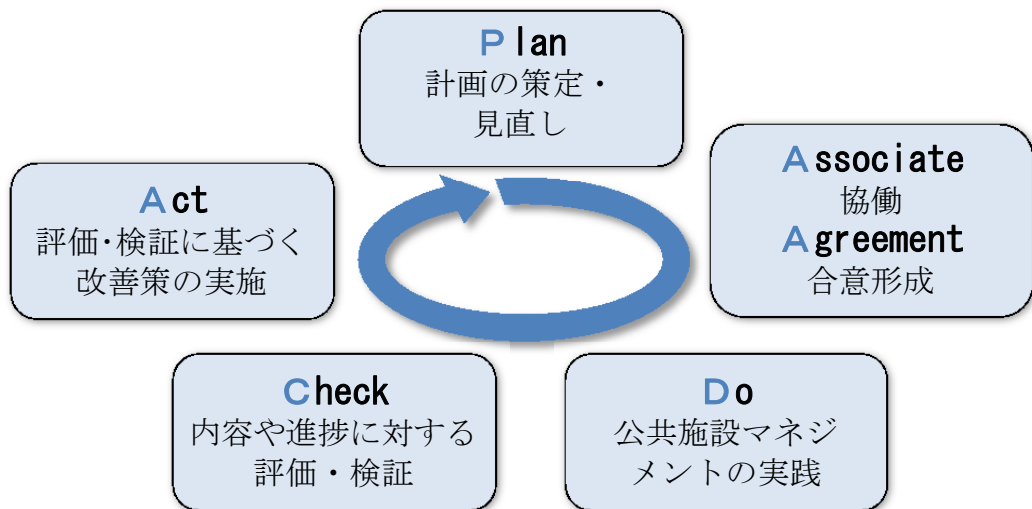
- 広報かつらぎや葛城市ホームページ等を活用した情報の発信
- 葛城市ファシリティマネジメント検討委員会の開催
- 再編に向けた民間事業者等へのサウンディング調査等の実施
- 検討の進捗に合わせた市民ワークショップやタウンミーティング等の開催

## 6-2 フォローアップについて

一般的なPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に「Associate（協働）」と「Agreement（合意形成）」を加え、市民の皆さんや事業者等との協働及び合意形成を図りながら、進捗管理や見直し等を行い、継続的に推進していきます。

●概ね5年が経過した段階での計画の進捗の検証及び見直しの必要性についての検討

図表 6-1. 「PDCA+AA」サイクルのイメージ





## 用語解説 (初出順)

### インフラ長寿命化基本計画 (P2)

老朽化対策に関する政府全体の取り組みとして、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、同年 11 月にまとめられた計画で、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

### 公営企業会計 (P9)

水の供給や下水の処理など、事業を行うにあたって地方公共団体が経営する企業活動のことを公営企業と称し、公営企業については、特別会計のもと、原則として独立採算方式による運営が行われています。

### ユニバーサルデザイン (P11)

バリアフリーの概念が社会的な弱者等に対する障壁を取り除くことを目指すのに対し、最初から誰もが使いやすいように配慮されたデザインのこと。

### PPP (P16)

(Public Private Partnership の略)

行政サービスを提供するにあたり、民間が参画する手法を幅広く捉えた概念のことで、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化やサービス水準の向上を目指すものです。

### PF I (P16)

(Private Finance Initiative の略)

公共施設等の建設や維持管理、運営等について民間の資金等を活用する公共事業の手法のことで、PPP の代表的な手法の一つ。事業コストの軽減やサービス水準の向上等が期待されます。

### 包括的な管理委託 (P16)

一定の要求水準（パフォーマンス）を満たすことを前提に、受託した民間事業者の創意工夫による効率的・効果的な運営が可能となるよう、複数の業務や複数の施設を包括的に委託する方式のことで、複数年での契約が主流となっています。

### ネーミングライツ (P16)

公共施設等に愛称等をつけることができる権利のことで、施設の維持管理・運営のための資金を調達する手法の一つ。

### MCI (舗装の維持管理指数) (P20)

(Maintenance Control Index の略)

道路面について、「ひび割れ率」、「わだち掘れ量」及び「平坦性」という 3 つの要因を組み合わせ、破損の程度を 10 点満点で評価した指数のことで、MCI が 5 以上であれば望ましい管理水準、4 以下であれば修繕が必要、3 以下については早急に修繕が必要とされています。

### 早期措置段階 (P21)

「橋梁定期点検要領（平成 26 年/国土交通省）」では、健全性について I～IV で区分しており、早期措置段階（健全性Ⅲ）は、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態のことを指します。

### サウンディング調査 (P27)

各種事業の実施にあたり、発注者（市）が公募条件等を決定する前段階で、民間事業者と対話を行い、直接意見や提案等を募ることで、市場性を確認していく調査手法のこと。

葛城市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

葛城市 総務部 総務財政課

〒639-2195

奈良県葛城市柿本 166 番地

TEL:0745-69-3001 (代表)

FAX:0745-69-6456